

役員報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京労働基準協会連合会定款第26条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程における役員は、理事及び監事をいう。

(報酬の種類)

第3条 報酬は、俸給、賞与及び退職慰労金とする。

2 報酬は常勤役員に支給するものとし、非常勤役員には支給しない。

(報酬)

第4条 報酬は次に定める額の範囲で支給する。

(1) 専務理事 9,000,000円以内(年額)

(2) 常務理事 8,000,000円以内(年額)

(賞与)

第5条 賞与は前条に定める報酬の範囲で支給する。

(退職慰労金)

第6条 常勤役員に対する退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

2 退職慰労金は、次の算式により算出される額とする。

$100,000円 \times 在職年数 \times 支給率(0.0 \sim 1.5)$

3 前項の支給率は、当連合会の財務状況、在任中の功労等を勘案し、理事会において決する。

(報酬の支払時期及び支払い方法)

第6条の2 常勤役員に対する報酬の支払時期及び支払い方法は、職員貸金退職金規程に準ずるものとする。

(改廃)

第2条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則

(施行期日)

1 この規程は、定款附則第1条の登記の日(平成28年4月1日)から施行する。

改訂：平成30年6月12日 定時総会決議

改訂：令和2年6月17日 定時総会決議